

リベンジポルノ

《参考》
YOMIURI ONLINE 2015年06月22日
「リベンジポルノをLINEで拡散
…全国初の摘発」



私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律

(平成二十六年十一月二十七日法律第二百二十六号)

第三条 第三者が撮影対象者を特定することができる方法で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

7



ONLINE 毎売新聞 2015年6月22日

全国初、LINEを使ったリベンジポルノ摘発

警視庁がA容疑者(26)とB容疑者(27)をリベンジポルノ防止法違反と名誉棄損(きそん)容疑で逮捕

A容疑者(26)

B容疑者(27)

8

